

# 【文教関係】

## 1 教育委員会

項 目	内 容																		
<b>1 放課後児童クラブ事業</b> 【放課後対策課】	<b>1 見直しの方向</b> <p>(1) 本事業については、基準条例の本則適用（平成32年度から）に向け引き続き量的拡大を図り、その上で、多様な就労形態に対応した市民ニーズなどに応えるため、今後、サービス内容の一層の向上に取り組んでいく必要がある。</p> <p>(2) このサービス内容の向上策のうち、特に開設時間の延長については、本年度実施した利用者アンケートの結果、一定の負担をしてでも利用したいという希望が多かったことを踏まえ、事業の安定的・持続的な運営の観点から、経済的な事情により利用できない世帯にも配慮しつつ、利用者に一定の負担を求めるようにした上で、関係者との調整状況を見極めながら、来年度に実施する方向で検討してはどうか。</p> <b>2 事務・事業の概要</b> <p>放課後児童クラブ事業は、児童福祉法に規定する放課後児童健全育成事業であり、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的に、児童館内や学校の余裕教室等において実施している。（134小学校区で実施）</p> <p>【放課後児童クラブ事業の利用状況】 各年5月1日現在</p> <table border="1"><thead><tr><th>区 分</th><th>入会児童数</th><th>クラス数</th></tr></thead><tbody><tr><td>平成25年度</td><td>6, 339人</td><td>170</td></tr><tr><td>平成26年度</td><td>6, 616人</td><td>179</td></tr><tr><td>平成27年度</td><td>7, 408人</td><td>196</td></tr><tr><td>平成28年度</td><td>8, 557人</td><td>238</td></tr><tr><td>平成29年度</td><td>9, 451人</td><td>257</td></tr></tbody></table> <b>3 見直しの理由</b> <p>(1) 放課後児童クラブ事業については、平成27年度制定の基準条例に則した運営を確保するため、経過措置期間が終了する平成31年度末までに量的拡大を図る必要がある。</p> <p>その上で、多様な就労形態に対応した市民ニーズなどに応えるため、サービス内容の一層の向上に向け、開設時間の延長や、多様な就労形態に対応する入会基準の見直し、保育の質的向上を図るための方策等に取り組んでいく必要がある。</p> <p>(2) サービス内容の向上策のうち、開設時間の延長については、本年7月に実施した利用者アンケートにおいても、約3割の利用者が延長を希望し、そのうち8割強の利用者が利用料金を負担してでも利用したいという意向があることが確認できた。</p> <p>これを踏まえ、開設時間の延長については、事業の安定的・持続的な運営の観点から、経済的な事情により利用できない世帯にも配慮しつつ、利用者に一定の負担を求めるようにした上で、関係者との調整状況を見極めながら、来年度に実施する方向で早急に検討していく必要がある。</p>	区 分	入会児童数	クラス数	平成25年度	6, 339人	170	平成26年度	6, 616人	179	平成27年度	7, 408人	196	平成28年度	8, 557人	238	平成29年度	9, 451人	257
区 分	入会児童数	クラス数																	
平成25年度	6, 339人	170																	
平成26年度	6, 616人	179																	
平成27年度	7, 408人	196																	
平成28年度	8, 557人	238																	
平成29年度	9, 451人	257																	

項 目	内 容																																																
	<p><b>4 平成29年度予算額（6月補正予算及び9月補正予算を含む。）</b>  24億2,888万8千円  〔 放課後児童クラブ事業運営等 19億2,047万4千円 〕  〔 民間放課後児童クラブ補助 5億 841万4千円 〕</p> <p><b>5 見直し効果</b>  開設時間の延長を新たな有料メニューとして導入することで、事業の安定的・持続的な運営を確保しながら、保護者一人ひとりのライフスタイルに応じたきめ細かなサービス提供が可能となる。</p> <p><b>&lt;参考&gt;</b>  <b>【広島市における現行の開設時間】</b></p> <table border="1" data-bbox="475 801 1043 974"> <thead> <tr> <th>都 市 名</th> <th colspan="2">開 設 時 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">広 島 市</td> <td>平 日</td> <td>13:00～18:30</td> </tr> <tr> <td>土 曜 日</td> <td>8:30～17:00</td> </tr> <tr> <td>長期休業日</td> <td>8:30～18:30</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【基本時間を無料としている4政令市における延長利用料の状況】</b></p> <table border="1" data-bbox="475 1055 1422 1727"> <thead> <tr> <th rowspan="2">都 市 名</th> <th colspan="2">開 設 時 間</th> <th rowspan="2">延長利用料 (月 額)</th> </tr> <tr> <th>基本時間 (無料)</th> <th>延長時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">札 幌 市</td> <td>平 日</td> <td>13:00～18:00</td> <td rowspan="3">2,000 円</td> </tr> <tr> <td>土 曜 日</td> <td>8:45～18:00</td> </tr> <tr> <td>長期休業日</td> <td>8:45～18:00</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">川 崎 市</td> <td>平 日</td> <td>13:30～18:00</td> <td rowspan="3">2,500 円</td> </tr> <tr> <td>土 曜 日</td> <td>8:30～18:00</td> </tr> <tr> <td>長期休業日</td> <td>8:30～18:00</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">名 古 屋 市</td> <td>平 日</td> <td>13:00～17:00</td> <td rowspan="3">1,500 円</td> </tr> <tr> <td>土 曜 日</td> <td>9:00～17:00</td> </tr> <tr> <td>長期休業日</td> <td>8:00～17:00</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">大 阪 市</td> <td>平 日</td> <td>14:30～18:00</td> <td rowspan="3">事業者により 異なる 5,000 円 7,000 円 など※</td> </tr> <tr> <td>土 曜 日</td> <td>8:30～18:00</td> </tr> <tr> <td>長期休業日</td> <td>8:30～18:00</td> </tr> </tbody> </table> <p>(大阪市) ※ 他に500円/回など。また、利用者負担として、登録申込時に安全管理に要する経費 (500円) を徴収している。</p>	都 市 名	開 設 時 間		広 島 市	平 日	13:00～18:30	土 曜 日	8:30～17:00	長期休業日	8:30～18:30	都 市 名	開 設 時 間		延長利用料 (月 額)	基本時間 (無料)	延長時間	札 幌 市	平 日	13:00～18:00	2,000 円	土 曜 日	8:45～18:00	長期休業日	8:45～18:00	川 崎 市	平 日	13:30～18:00	2,500 円	土 曜 日	8:30～18:00	長期休業日	8:30～18:00	名 古 屋 市	平 日	13:00～17:00	1,500 円	土 曜 日	9:00～17:00	長期休業日	8:00～17:00	大 阪 市	平 日	14:30～18:00	事業者により 異なる 5,000 円 7,000 円 など※	土 曜 日	8:30～18:00	長期休業日	8:30～18:00
都 市 名	開 設 時 間																																																
広 島 市	平 日	13:00～18:30																																															
	土 曜 日	8:30～17:00																																															
	長期休業日	8:30～18:30																																															
都 市 名	開 設 時 間		延長利用料 (月 額)																																														
	基本時間 (無料)	延長時間																																															
札 幌 市	平 日	13:00～18:00	2,000 円																																														
	土 曜 日	8:45～18:00																																															
	長期休業日	8:45～18:00																																															
川 崎 市	平 日	13:30～18:00	2,500 円																																														
	土 曜 日	8:30～18:00																																															
	長期休業日	8:30～18:00																																															
名 古 屋 市	平 日	13:00～17:00	1,500 円																																														
	土 曜 日	9:00～17:00																																															
	長期休業日	8:00～17:00																																															
大 阪 市	平 日	14:30～18:00	事業者により 異なる 5,000 円 7,000 円 など※																																														
	土 曜 日	8:30～18:00																																															
	長期休業日	8:30～18:00																																															